

令和元年度 生駒市共同住宅共用部LED化補助金

申請の手引き

LED照明及びグリーン購入法「環境物品等の調達に関する基本方針」の12-1 照明器具、12-2 ランプのそれぞれの判断基準を満たす高効率照明（以下「LED照明等」という。）の普及を促進し、電力使用量の削減及び地球温暖化防止を図るため、次の要領で設置費用の一部を補助します。

**事業実施前の申請が必要です。
事業着手後の申請は対象になりませんのでご注意ください。**

【問合せ・提出先】

生駒市役所 地域活力創生部 環境モデル都市推進課
〒630-0288 生駒市東新町8番38号 電話 0743-74-1111（内線376）

受付期間

令和元年5月15日（水）から令和2年2月28日（金）
（午前8時30分から午後5時15分まで）

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（令和元年12月28日～令和2年1月5日）は閉庁のため除きます。

※受付期間内であっても、補助金の交付額が予算の範囲を超えた場合、その日をもって受付を終了します。

補助対象事業

補助金の対象事業は、次の条件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 補助対象者が、共同住宅※の共用部分（これに相当するものとして市が認める部分を含む。）に設置された従来型蛍光灯等を未使用のLED照明等に変更すること。
- (2) 令和2年3月31日(火)までにLED照明等の設置報告書の提出が完了すること。
- (3) 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が、1万円以上であること。

※共同住宅とは、いわゆるマンション、アパート、長屋のことをいいます。

補助金の交付対象者

「補助対象事業」の要件を満たし、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 共同住宅への設置者

市内の自ら所有する共同住宅（店舗商業施設を兼ねた共同住宅を含む。）に補助金の交付対象となるLED照明等を設置する者

- (2) 分譲共同住宅（共用部分での使用）への設置者

市内の分譲共同住宅に交付対象となるLED照明等を設置する分譲共同住宅の管理組合の代表者

※他機関の補助制度との併用は可能ですが、対象システムを設置するにあたり、生駒市からの他の補助金の交付を受けられている方は、補助の対象にはなりません。

※（(1)のみ）市税を滞納されている方（納期限が到来していない市税について、市に対し分割納付の誓約をしている方を含む）は、補助の対象にはなりません。

補助金の額

補助対象経費の5分の1に相当する額（当該金額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。

※ただし、200戸以上の共同住宅は50万円、200戸未満の共同住宅は25万円を上限とします。

※他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、補助金交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額します。

申請に必要な書類

交付申請に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 宣誓書（様式第2号） ※申請者が法人でない管理組合の場合は不要。
- (3) 申請に係る不動産登記事項証明書
- (4) 交付申請者が個人で市外に居住している場合は、住民票
- (5) 交付申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に発行のもの。）
- (6) 交付申請者が法人でない管理組合の場合は、管理規約（全頁）の写し
- (7) 機器設置に要する経費の内訳が記載された見積書の写し
- (8) 設置予定機器の形状、規格等が分かる資料
- (9) 設置予定箇所の位置図
- (10) 設置工事着手前の現況カラー写真
- (11) 交付申請者が管理組合の場合は、補助対象事業の実施に係る議決書又はこれに代わるものの写し
- (12) その他市長が必要と認める書類

手続きの流れ

1 申請書類の提出

申請に必要な書類を揃えて、生駒市役所2階環境モデル都市推進課（22番窓口）へ直接お申し込みください。郵送による受付はいたしません。

※事務手続きに関して、第三者の代行が可能です。

2 審査

書類を審査し、補助金交付の可否を決定します。

3 交付決定又は不交付決定の通知

- (1) 補助金の交付を決定し額を確定したときは、生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知します。
- (2) 交付しない旨を決定したときは、生駒市共同住宅共用部LED化補助金不交付決定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知します。

4 完了報告書の提出

交付申請者は、設置を完了したときは、設置完了の日又は補助対象経費を支払い、領収書を取得した日のいずれか遅い日から起算して30日以内に共同住宅共用部LED化完了報告書（第7号様式）に次の書類を添えて提出してください。ただし、令和2年3月31日（火）を提出期限とします。

※郵送による受付はいたしません。

- (1) 設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 設置に係る契約書の写し
- (3) 設置後完成カラー写真 ※設置した全ての箇所の写真が必要です。
- (4) その他市長が必要と認める書類

5 補助金の額の決定

完了報告書の内容を審査した上で補助金の額を決定し、生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付申請者に通知します。

6 補助金交付請求書の提出

交付申請者は、補助金交付額確定の通知を受けたときは、生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付請求書（様式第9号）を市長が定める日までに環境モデル都市推進課へ提出してください。（郵送可）

※請求書に記入する振込先の口座は、申請者ご本人の口座を記入してください。

7 補助金の交付

補助金の交付は、補助金交付請求書が提出されてから30日以内に、補助金交付請求書に記載されている指定口座に補助金を振り込みます。

※郵送で請求書を提出した場合は、環境モデル都市推進課に到着した日から起算して30日以内の振り込みとします。

8 補助金受領

指定の口座に入金があるか確認してください。

※様式などのダウンロードは生駒市ホームページでも可能です。

（ホームページアドレス <http://www.city.ikoma.lg.jp/>）

【申請から補助金を受領するまでの流れ】

